

はじめに

静岡県教育委員会では、学習指導要領の改訂にあわせ、教師用指導資料「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」を平成31年3月に発信しました。各学校では学習指導要領で示された各教科等で育成を目指す資質・能力の三つの柱を意識した授業づくりや教師用指導資料の理念である子供を主体とした授業実践が、着実に推進されてきているところです。

さて、令和元年12月には、文部科学省から「すべての児童・生徒にグローバルで革新的な扉を」という願いが込められた「GIGAスクール構想」が示され、児童生徒の手元に1人1台の学習者用端末が整備されました。

また、「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和3年3月版 文部科学省）」には「児童生徒の資質・能力を育成するに当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、『個別最適な学び』と『協働的な学び』という観点から学習活動の充実の方向性を改めて捉え直し、これまで培われてきた工夫とともに、ICTの新たな可能性を指導に生かすことで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが重要」とされています。

静岡県では、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱 ～誰一人取り残さない教育の実現に向けて～（2022年3月）」に、本県の教育理念や施策の基本方針を示しました。その理念は、「この地に暮らす誰もが人生の夢を実現し、幸せを実感するための基盤となる『誰一人取り残さない教育の実現』に全县を挙げて取り組んでいくことが重要」としています。各学校では、一人一人の多様な生き方や考え方及び価値観を認め、子供たちの特性や発達の段階等に応じた主体的・対話的で深い学びの実践を積み重ねることが大切です。

以上のような背景を踏まえ、静岡県として大切にしてきた「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」の理念を生かしつつ、誰一人取り残さない教育を実現するため、これまでの教師用指導資料に新たな要素を加えた本資料「令和版 自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」を作成しました。

今、学校及び子供たちを取り巻く環境は大きく、急速に変化しており、予測困難な時代を迎えています。これから生きる子供たちにはよりよい未来に向けて自ら考え、自らの可能性を発揮していく力が必要です。そのような力を身に付けるために、子供主体で誰一人取り残さない授業づくりが求められます。この改訂版が、子供たちの生きる力を育む教師の道標となれば幸いです。

令和5年3月

静岡県教育委員会義務教育課長
戸塚 康史